

令和4(2022)年度 働き方改革実践セミナー&個別相談会

令和元(2019)年より働き方改革関連法が順次施行され、働き方が大きく見直されるとともに、今年度は職場におけるハラスメント対策の義務化が、中小企業にも適用されることとなりました。中小企業における働き方改革、ハラスメント対策について詳しく解説します。

開催日時	内 容	開催場所 定 員	申 込 締 切
7月28日(木) 13:30~	「ハラスメント対策」 ～パワハラ対策義務化、事業主の講ずべき措置～	トコトコ大田原 3階大会議室 大田原市中央 1-3-15 (20名)	7/21 (木)
	「助成金を活用した働き方改革」 ～助成金を活用した働きやすい職場づくり～		
8月26日(金) 13:30~	「ハラスメント対策」 ～パワハラ対策義務化、事業主の講ずべき措置～	栃木県庁塩谷庁舎 4階大会議室 矢板市鹿島町 20-22 (20名)	8/19 (金)
	「36協定と変形労働時間制」 ～サブロク協定届の正しい書き方と 変形労働時間制について～		
10月25日(火) 13:30~	「ハラスメント対策」 ～パワハラ対策義務化、事業主の講ずべき措置～	那須塩原市 西那須野公民館 講座室3・4 那須塩原市太夫塚 1-194-78 (20名)	10/18 (火)
	「時間外労働の上限規制と働き方改革」 ～生産性の向上をはかり、時間外労働を減らすために～		

※「ハラスメント対策」は、各回とも同じ内容となっています。

◆日 程(各回共通)

受付 13:00~

セミナー 13:30~15:30

「ハラスメント対策」 栃木労働局雇用環境・均等室 職員

「働き方改革」 栃木働き方改革推進支援センター窓口支援専門家

個別相談会 15:30~16:00(希望者)

◆対 象 経営者、労務管理担当者 等

- ◆申込方法 ○裏面の申込書に記載しFAX又はメールでお送りください。
○定員を超えて参加できない場合は、ご連絡させていただきます。



《主催》栃木県大田原労政事務所、栃木働き方改革推進支援センター（栃木労働局委託事業）

《共催》大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会、
矢板市商工会、那須塩原市商工会、西那須野商工会、塩谷町商工会、那須町商工会

お申込みについては裏面をご覧ください。

令和4(2022)年度

働き方改革実践セミナー & 個別相談会申込書

1 参加希望（希望する日に○をつけてください。）

開催日時	定員	会場	申込締切	希望
7月28日(木) 13:30～	20名	トコトコ大田原	7月21日(木)	
8月26日(金) 13:30～	20名	栃木県庁塩谷庁舎	8月19日(金)	
10月25日(火) 13:30～	20名	西那須野公民館	10月18日(火)	

2 参加者氏名

企業・機関名		ふりがな 参加者氏名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

3 個別相談会への参加（希望する場合は記載してください。）

相談事項（相談したい事項に○を付けてください。）	相談内容
・働き方改革 ・テレワーク ・助成金 ・人材確保対策 ・その他（ ）	

- ◇ 個別相談会は申込状況をもとに、先着順に時間を調整させていただきます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の状況により、セミナーを延期または中止する場合やオンライン配信に変更する場合があります。その際は、別途ご連絡します。
- ◇ トコトコ大田原会場（7月28日(木)）の駐車場は、「大田原市中央立体駐車場」をご利用ください。

申込み・問合せ先

栃木県大田原労政事務所

☎0287-22-4158 FAX0287-22-5103

E-mail:otawara-roj@pref.tochigi.lg.jp



《QRコードから申込できます》